

# 「危険空き家等の除却」を支援します。

## ～南会津町危険空き家等除却事業補助金～

この制度は、町内にある空き家等で、適正に管理されずに倒壊や防犯上の問題など周辺住民への生活環境への悪影響が大きい「危険空き家等」の解体費用の一部を補助することで、地域の良い景観の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保することを目的としています。

「危険空き家等」とは、南会津町空き家等の適正管理に関する条例に規定する管理不全な状態にある空き家です。

### 1. 対象となる空き家等

次の①から④をすべて満たす空き家等が対象となります。

- ① 条例に規定する助言又は指導を受けていること。
- ② 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- ③ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を超えているもの。
- ④ 昭和56年以前に建築又は築造されているもの。

### 2. 対象となる人

町の徴収する町税、使用料等を滞納していない方で、次の①から③のいずれかに該当する方が対象者となります。ただし、法人の方や権利者（抵当権設定者など）からの同意を得られない方は、対象者となりません。

- ① 危険空き家等の所有者
- ② ①の相続人（複数人の場合は、同意書が必要）
- ③ ①又は②から同意を受けた者（同意書が必要）



### 3. 対象となる工事

次の①②を満たす者に発注する工事が対象工事となります。

- ① 町内に本店又は営業所等を持つ法人又は町内に住所を有する個人事業主
- ② 土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業の許可を受けた者又は解体工事業の届出をしている者

ただし、次に該当する工事は対象外です。

- ・ 条例に規定する命令を受けた空き家等を除却する工事
- ・ 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- ・ 他の制度等による補助金を受けようとする工事
- ・ 危険空き家等の一部を除却する工事

### 4. 補助金額

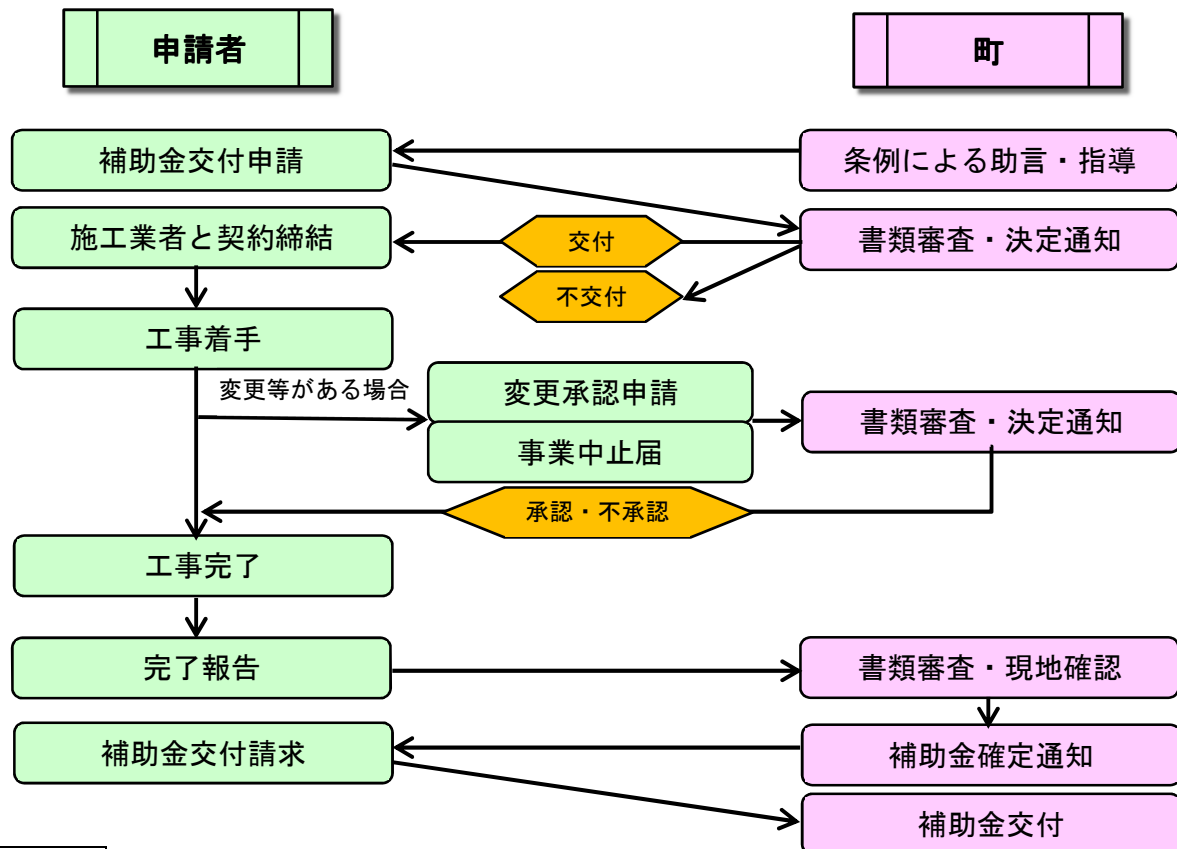
| 区 分        | 補助金額            | 補助限度額 |
|------------|-----------------|-------|
| 市町村民税非課税世帯 | 補助対象経費の3分の2以内の額 | 80万円  |
| 市町村民税課税世帯  | 補助対象経費の2分の1以内の額 | 50万円  |

## 5. 交付の条件

交付決定をする場合に、次の①から③すべてを遵守する方が対象者となり、違反した場合には補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- ① 交付決定の通知を受けた日から起算し 60 日以内に工事を完了すること。
- ② 空き家等の除却後 2 年を経過しないうちに住宅、物置等を建築しないこと、又は土地を有償で譲渡しないこと。
- ③ 工事完了後の跡地を、周辺の住民又は景観に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

## 6. 手続きの流れ



## 7. 申込期間

毎年 4 月 1 日から 12 月下旬まで

## 8. 注意事項

- ① 申込みの状況により期間中でも早期に終了する場合があります。
- ② 家屋を除却すると住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため、翌年度以降、土地の固定資産税額が変動する場合があります。詳しくは税務課までお尋ねください。

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.minamiaizu.org/>

《問い合わせ先》

総合政策課地域振興係 0241-62-6210  
伊南総合支所振興課 0241-76-7715

館岩総合支所振興課 0241-78-3330  
南郷総合支所振興課 0241-72-2900